

鎌ケ谷市計画相談支援推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月15日

鎌ケ谷市長 芝 田 裕 美

鎌ケ谷市告示第55号

鎌ケ谷市計画相談支援推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者（児）に対する計画相談支援の体制の強化及び質の向上を図るため、予算の範囲内において、鎌ケ谷市計画相談支援推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、鎌ケ谷市補助金等交付規則（昭和46年鎌ケ谷市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員をいう。

(2) 相談支援事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項第1号に規定する障害児相談支援事業所をいう。

(3) 常勤 相談支援事業所における勤務時間が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。

(4) 常勤換算方法 相談支援事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(5) 専従 原則として相談支援事業（以下「サービス」という。）を提供する時間帯を通じて相談支援事業以外の業務に従事しないことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市において障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）の指定を受け、新規に相談支援事業所を開設する者（以下「新規開設者」という。）又は本市の指定を受

け、1年以上サービスを提供している者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 相談支援事業所として、本市、基幹相談支援センター及び鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会が実施する会議、研修などに積極的に参加し、相談支援専門員の質的向上に努めるとともに、地域連携に協力していること。
- (2) 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録すること又は登録していること。
- (3) 相談支援事業所として、補助を受けた年度から5年以上相談支援の事業を継続することが見込めること。
- (4) 相談支援事業所として、補助対象となる相談支援専門員の人材定着に努めていること。
- (5) 市民に対する優先的な支援に努めていること。
- (6) 鎌ヶ谷市暴力団排除条例（平成24年鎌ヶ谷市条例第2号）第2条に規定する暴力団等でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 新規に相談支援事業所を開設すること。
 - (2) 常勤及び専従の相談支援専門員を新規に配置すること。
 - (3) 常勤兼務又は非常勤専従若しくは非常勤兼務の相談支援専門員を新たに配置し、又は常勤兼務又は非常勤専従若しくは非常勤兼務の相談支援専門員を常勤専従化とすること。
- 2 前項第1号の規定に該当する者にあつては、補助事業を完了する時点で次の各号に定める要件をいずれも満たしていることとする。
- (1) 常勤専従の相談支援専門員を2人以上配置していること。
 - (2) サービスを実施する地域を本市全域とし、障がい種別や年齢に関わらず相談支援を行っていること。
 - (3) 50人以上サービスの契約を締結していること。
- 3 第1項第2号の規定に該当する者にあつては、補助事業を完了する時点で次の各号に定める要件を満たしていることとする。
- (1) 補助の対象となる相談支援専門員1人当たり35人以上担当していること。
 - (2) 相談支援事業所として常勤換算で相談支援専門員1人当たり35人（少数点以下切り捨て）以上担当していること。
 - (3) 相談支援専門員を新たに配置することで、補助金の交付を申請する日の前日の常勤換算方法による相談支援専門員の数より、対象者1人につき、1人以上増加していること。
- 4 第1項第3号の規定に該当する者にあつては、補助事業を完了する時点で次の各号に定める要件を満たしていることとする。ただし、相談支援専門員の配置に対する補助は、1人につき1回限りとする。
- (1) 補助の対象となる相談支援専門員1人当たり20人以上新たに担当していること。

(2) 相談支援事業所として常勤換算で相談支援専門員1人当たり35人(少数点以下切り捨て)以上担当していること。

(3) 相談支援事業所として常勤換算方法による相談支援専門員の数が補助を申請する日の前日の相談支援専門員の数より、対象者1人につき、0.5人以上増加していること。

(補助の制限)

第5条 補助金の交付申請を行う日が属する年度の末日までに補助対象事業が完了しない場合にあつては、補助金の交付の対象としない。

2 相談支援専門員の配置に対する補助金の交付は、同一年度につき1事業所2名を上限とし、相談支援専門員1人につき1回限りとする。

(補助額及び補助対象経費)

第6条 補助金の額及び補助対象経費は、別表によるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、鎌ヶ谷市計画相談支援推進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により市長に申請しなければならない。

(1) 第4条第1号の規定に該当する者 事業計画書(別記第2号様式)のほか、市長が必要と認める書類

(2) 第4条第2号及び第3号の規定に該当する者 事業計画書(別記第3号様式)のほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、鎌ヶ谷市計画相談支援推進事業補助金交付決定(却下)通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請書に記載した事項若しくは交付申請書に添付した書類の記載事項の内容に変更が生じたとき又は前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業を中止しようとするときは、速やかに鎌ヶ谷市計画相談支援推進事業補助金に係る事業変更・中止承認申請書(別記第5号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、鎌ヶ谷市計画相談支援推進事業補助金に係る事業変更・中止承認(不承認)通知書(別記第6号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から20日以内又は補助金の交付を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、鎌ヶ谷市計画相談支援推進事業補助金実績報告書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 第4条第1号の規定に該当する者 事業報告書(別記第8号様式)のほか、市長が必要と認める書類

(2) 第4条第2号及び第3号の規定に該当する者 事業報告書（別記第9号様式）のほか、市長が必要と認める書類
(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告あったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、鎌ヶ谷市計画相談支援推進事業補助金確定通知書（別記第10号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、鎌ヶ谷市計画相談支援推進事業補助金交付請求書（別記第11号様式）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による交付決定を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業等に関して補助金等の交付の決定内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、鎌ヶ谷市計画相談支援推進事業補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第14条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類及び証拠書類を、補助事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年5月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行の日前においても、必要な準備行為をすることができる。

別表（第6条関係）

区分		補助対象経費	基準額
相談支援事業所を新規に開設することに対する補助		開設に要する費用	50万円以内 (1事業所につき)
相談支援専門員の配置に対する補助	常勤専従の相談支援専門員を新規に配置する場合	所属する相談支援専門員等の人件費のほか、相談支援事業所の事業運営に必要な経費	50万円以内 (対象者1人につき)
	常勤兼務若しくは非常勤(専従・兼務)の相談支援専門員を新規に配置する場合		17万円以内 (対象者1人につき)
	常勤兼務、非常勤(専従、兼務)の相談支援専門員を常勤専従の相談支援専門員とする場合		25万円以内 (対象者1人につき)

備考 補助額は、基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額と比較し、いずれか少ない額とする。